

小林市広報紙広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小林市有料広告掲載要綱（平成20年小林市告示第18号）、小林市有料広告掲載基準（平成20年2月2日制定。）及び小林市広報紙広告掲載要領（平成28年小林市告示第84号。以下「要領」という。）で定めることのほか、本市が発行する広報紙（要領第1条に規定する広報紙をいう。以下同じ。）に広告掲載（要領第1条に規定する広告掲載をいう。以下同じ。）することについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告掲載する広報紙の発行概要は、次のとおりとする。

- (1) 名称 広報こばやし
- (2) 発行基準日 各月号 每月1日
- (3) 発行部数 各月号 約16,500部
- (4) 配布範囲 各月号 市内各世帯、公共施設、商業施設等

(広告掲載の規格及び料金)

第3条 広告の規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 規格・広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）

| 枠数 | サイズ | 金額 |
|------|---------------------|----------|
| 1 枠分 | 天地 62mm × 左右 88mm | 10,000 円 |
| 2 枠分 | 天地 130mm × 左右 88mm | 20,000 円 |
| 4 枠分 | 天地 130mm × 左右 183mm | 40,000 円 |
| 6 枠分 | 天地 198mm × 左右 183mm | 60,000 円 |
| 8 枠分 | 天地 266mm × 左右 183mm | 80,000 円 |

(2) 使用色数 4色フルカラー

(3) 掲載位置 裏表紙

(4) 掲載枠数 1号につき8枠

(5) 掲載号 各号

(広告の表示)

第4条 広告の責任の所在を明確にするため、次に掲げる事項を広告に明記するものとする。ただし、広告を見るものにおいて誤解が生じないと市が判断した場合はこの限りではない。

(1) 第7条の規定により広告掲載の決定を受けたもの（以下「廣告主」という。）の名称（法人名、代表者名、通称等で一般的に理解できる名称）

(2) 所在地

(3) 電話番号

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告の募集は、広報紙、市のホームページ等により行うものとする。

(原稿の提出)

第6条 広告主は、市長が指定する日までに、広告の原稿を市長の指定した形式により、印刷に適した容量の電子データで提出しなければならない。

(その他)

第7条 この基準に定めるものほか必要な事項は、他に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。